

議案第 4 1 号

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う個人番号の独自利用事務の追加を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う法別表</p>	<p>_____行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表____の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う特定個</p>

第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 実施機関は、**法別表第2の第2欄に掲げる事務**を処理するために必要な限度で、**同表の第4欄に掲げる特定個人情報**であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該**特定個人情報**の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 (略)

別表**第1**(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による 自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

人番号利用事務 _____ とする。

2 実施機関は、**特定個人番号利用事務** _____を処理するために必要な限度で、**利用特定個人情報** _____であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該**利用特定個人情報**の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 (略)

別表____(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による _____ 地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。